

防災マニュアル



広島大学附属福山中・高等学校

広島大学附属福山中・高等学校防災マニュアル

広島大学防災基本規程に基づき、広島大学附属福山中・高等学校（以下「本校」という。）の防災対策の基本を以下のとおり定める。

1. 防災意識の普及等

学校長は、教職員に対し、次の基本事項に基づき防災に関する知識の啓発及び防災教育を行う。また併せて、消防署等関係機関と密接な連絡を図りつつ、防災に関するポスター・パンフレット等の作成及び掲示等を行い教職員・生徒の防災意識の高揚を図る。

- ① 生徒に対する防災教育及びその指導について
- ② 災害時における任務及び責任について
- ③ その他防災上必要な事項について

教員等は生徒に対し次の基本的事項についての防災教育を実施するよう努める。

- ① 災害についての基礎知識について
- ② 災害の危険性について
- ③ 災害の発生する要因について
- ④ 避難方法・避難訓練の重要性について
- ⑤ 学校周辺の地理的状況について
- ⑥ その他防災に関し必要な事項について

2. 防 災 活 動

学校長は災害から教職員・生徒の生命及び身体を保護するために次のとおり防災活動を実施する。

(1) 避難訓練の実施

学校長は、教職員に対する各種訓練及び生徒の避難訓練等を定期的に行う。

(2) 安全対策等

学校長は、隨時下記のとおり安全対策を実施するものとする。

- ① 校内の施設設備等異常の有無を点検させ、補強等の安全措置を行う。
- ② 火気使用状況の適否及び火気使用器具及び設備の構造・管理の適否
- ③ 理科室・実験室等の火気使用器具・危険薬品等の保管、取扱状況並びにその管理の適否及び実験用各種材料等の保管の適否
- ④ 準備室・校務等部室・事務室等における喫煙及び火気管理の適否
- ⑤ 放送室の映写設備・照明装置の異常の有無
- ⑥ 防火壁に接する可燃物（燃焼媒介物）の有無
- ⑦ 廊下・階段等の避難上障害となる物品等の有無
- ⑧ 校内における火気管理及び諸設備・器具の維持管理
- ⑨ 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置

- ⑩ 建物及び建物に付随する工作物の倒壊又は落下による危険の有無
- ⑪ 戸棚・ロッカー及び昇降口の靴箱等の転倒による危険の有無
- ⑫ 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- ⑬ 窓ガラス等ひび割れの危険箇所の有無
- ⑭ 理科室の実験用器具・薬品による災害の防止措置の適否

(3) 非常災害時等における情報等の連絡体制

学校長は、災害警報発令下あるいはその他の事情により、災害発生の危険又は人命安全上必要があると認めた場合は、その旨、校内全域に伝達し、火気の使用制限並びに危険な場所への立入を禁止する。また市役所・消防機関等から必要な情報の収集並びに周囲の被害状況の把握に努める。

- ① 学内（本学と附属学校部及び事務局）における伝達体制。
- ② 校内における伝達体制。（休日・夜間の諸活動は、非常連絡網により出動し、平日の昼間の体制に準ずる。）
- ③ 学外関係機関との連絡情報網。

(3) 災害の種類と水準

本校と地域社会に甚大な被害をもたらす災害は「自然災害」「人為的災害」の二つに大別される。いずれの災害の場合にも、大学の施設、環境、連絡・情報システム等の全体に関する安全点検を日常的に実施するとともに、できうるかぎりの予測・予防の措置を講じるものとする。

<自然災害>

| | | |
|---------|--------|--------------------------------------------|
| ・大地震 | 震度 4 | 家屋が激しく揺れる中震。 |
| | 震度 5 | 家具類が倒れる強震。 |
| | 震度 6 | がけ崩れや家屋が倒壊する烈震。 |
| | 震度 7 | 断層や家屋倒壊多発の激震。 |
| ・強風雨、洪水 | 風速 20m | 木の小枝が折れる。 |
| | 風速 25m | 屋根瓦が飛ぶ。 |
| | 風速 30m | 家屋の倒壊も起きる。 |
| ・降水量 | | 一時間に 20mm を越えると要注意。 |
| ・高潮 | | 台風や低気圧による海面の吸い上げや吹き寄せによって長波となって伝播する。 |
| ・津波 | | 海底地震による隆起・沈降作用で発生する。 |
| ・土砂災害 | | 地震・豪雨による斜面崩壊によって発生する土石流、火災噴火による土石流・泥流れがある。 |

3. 避難場所の指定及び避難対策の実施

① 避難（集合）場所の指定

- ア. 集合場所の名称 グランド（別図のとおり）
- イ. 集合の位置 グランドの中央
- ウ. 集合の方法 生徒集会のとおり

② 避難対策等の実施

- ア. 避難口・廊下・階段等避難通路となる部分に、避難上障害となる物品等を置かないこと。
 - イ. 廊下・階段は、避難時につまずき又は滑り等を生じないよう維持しておくこと。
 - ウ. 避難口に設ける戸は、容易に開放できるものとし、解放した場合、廊下・階段等の幅員を有効に保持できるようにしておくこと。
- (5) 震災時における食料、飲料水、医薬品等の確保及び常備
- ア. 救援物資搬出入及び保管のための場所を確保する。
 - イ. ロープ、懐中電灯等災害時に必要な物品を常備する。
 - ウ. 保健室は、災害時に必要な緊急薬品を常備しておく。

4. 災害発生時における災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

学校長は必要と認めたときは、災害対策本部長として、災害対策本部を設置する。

災害本部は、校長室に設置し本棟が倒壊等により危険な場合は別の場所に設置し、その場所を直ちに関係機関等に連絡する。

(2) 災害対策本部の組織及び職務要員の確保

災害本部の組織及び担当業務内容は別添のとおりとする。

① 勤務時間中に重大な災害が発生した場合

- ア. 家族、家屋等の安全が確認できた教職員を中心に本部の要員とする。
- イ. 本部長は、教職員家族の状況に応じて必要な場合は当該教職員を速やかに帰宅させる。この場合、交通、道路事情の情報を的確に把握したのち、安全確認の上で対応させる。

② 勤務時間外に重大な災害が発生した場合

- ア. 教職員は、家族、家屋等の安全を確認したのち、可能な限り出勤する。
- イ. 出勤にあたっては、交通、道路事情の情報を確認し、途中の被災状況を可能な限り把握し本部に報告する。
- ウ. 出勤不可能な教職員は、本部長に連絡する。
- エ. 本部長は教職員の出勤状況を把握すると共に、業務分担の整理を行い、分担内容に沿って業務が遂行されるよう指示調整する。

5. 災害発生時における対応措置

(1) 避難誘導

① 授業中に火災が発生した場合

- ア. 授業担当者は、直ちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。
- イ. 避難及び避難経路は、原則として次による。
 - ・校舎内より火災が発生した場合は、火災場所にかかわらず全生徒を集合場に避難させる。
 - ・火災が発生した階より上層階の学級は、非常階段又は火災発生場所の反対側から避難させる。
 - ・火災が発生した階より下層階の学級は、屋内階段から避難する。この場合、上層階からの避難者を優先させる。
 - ・ハンカチ等を口に当てるよう指示し、煙を吸わないようにさせる。

- ・出席簿を持ち、廊下に整列させた後、校舎外への避難誘導を行う。
- ・校舎外では、二列縦隊・早足で行動させ、集合位置に整列させた後、人員点呼を行うとともに、速やかに災害対策本部に報告する。

②休憩中校内から出火した場合

- ア. 学級担任は、自担当教室に直行し、混乱の防止をするとともに、出席簿を持ち、定められた避難経路により避難誘導を行う。
- イ. 学級担任は、教室からの避難誘導後、校内の生徒が残留する恐れのある便所・体育館等に直行し、生徒を安全に避難誘導する。
- ウ. 集合場所での人員点呼等は、授業中の活動に準じて行う。

③その他地震等の場合

- ア. 生徒が机の下に身を防いだ時点で、座布団等で防護措置をとらせ、避難行動が容易に行えるようにする。
- イ. 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行う。

(2) 残留生徒の救出活動等

- ア. 救助班は生徒の避難開始後、担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。
- イ. 残留者がいた場合、屋内階段等が使用可能なときは、階段等を利用する。また、階段が使用不可能な場合は、避難器具を操作し救出する。
- ウ. 避難器具の操作にあたっては、校舎外の者と連携して行う。

(3) 緊急の下校等

生徒の緊急の下校は、交通、道路事情及び下校途中の被災状況を把握の上、本部長の判断により行う。

また、生徒を家族に引渡す場合、学級担任は出席簿により確認し、必ずチェックしてから行い、学級担任が不在の場合は、学年主任がこれを代行する

(4) 応急救護活動

- ①保健室を救護所として設置する。
- ②救護班は、負傷者の応急処置を行うとともに、学年・氏名・負傷の程度等の必要事項を記録し災害対策本部に報告する。
- ③救急隊到着後は、救急隊との密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるよう努める。

6. 避難住民受入及び学外からの施設提供要請

本部長は、関係機関等から近隣住民の緊急避難場所とするため、または被災地域における人名救助及びその他救護活動等のため、あらかじめ本校の施設の提供要請があったときは、可能な限り提供するものとする。

また、近隣の住民が避難してきた場合、本部長は安全な施設を定めそこへ誘導させる。

これにより施設を提供した場合には直ちに附属学校部長にその状況を報告するとともに、避難住民受入後の対策について指示を受けるものとする。

7. 災害発生後の安全措置

本部長は災害後、専門家により校舎全般にわたる建物・器具・火気使用設備・消防用設備等について点検検査を実施させるものとする。

本部長は上記の報告等に基づき、安全確認後、使用供給の開始を指示する。

8. 教育活動の早期再開

本部長は学校施設及び設備等の復旧状況並びに災害危険箇所、通学不能地区等を把握した後、可能な限り早急に、応急教育計画を策定し、教職員、生徒及び保護者等に連絡するものとする。

本部長は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

災害対策組織及び業務、連絡体制等

| | |
|------|---------------------------------|
| 第1段階 | [通報、事態の把握] 情報の集約、事態の把握、迅速な報告 |
| 第2段階 | [緊急対応] 緊急対応策の決定と実行 |
| 第3段階 | [最終処理、対応] 最終的対応の決定と実行 |

| 災害対策本部長 | 学校長 | 総括 |
|----------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 災害対策副本部長 | 副校長(中・高) | 災害対策本部長の補佐 本部災害対策本部、警察署、消防署その他関係機関への緊急連絡及び折衝 |
| 本部付 | 教務部長 生徒指導部長 進路指導部長 研究部長 事務係長 | 災害対策本部各班の総括 災害の実体把握、情報収集 |
| | 班員 | 主な担当業務 |
| | 教務係 総務係 事務係 | 災害拡大の防止(初期消火等) 授業等の対策 教職員等の安否の確認 電気、ガス、水道及び情報通信等のライフラインの早期復旧 |
| | 生活指導係 学友会指導係 | 交通機関、道路状況の調査、気象情報の確認 緊急自動車等の誘導 |
| | 進路指導係 | 建物・施設・設備の被害状況の把握 救援物資の搬出入、保管及び確保 |
| | 研究係 教育実習係 図書係 保健係 | 残留者の確認及び救助依頼 被災者の救護に関すること |
| | H. R担任教官 | 生徒の避難誘導 生徒、保護者の安否確認及び連絡 |
| | 理科教官 | 危険物の搬出・隔離処理 |

1. 本表は、通常の勤務時間内における編成及び担当業務であり、夜間、休日等の勤務時間外においては、適宜編成するものとする。
2. 副本部長は、本部長に事故があるときの職務代行を行う。
3. 災害対策本部は、本部対策本部と密接な連携をとるものとする。